

9 月 1 7 日 (火)

(第 3 日 目)

平成25年第3回南関町議会定例会（第3号）

平成25年9月17日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開会宣告

議事日程の報告

日程第1 一般質問について（2名）

① 3番議員 ② 10番議員

2. 出席議員は次のとおりである。（11名）

1番 井下 忠俊 君

2番 境田 敏高 君

3番 打越 潤一 君

4番 鶴地 仁 君

5番 田口 浩 君

6番 島崎 英樹 君

8番 山口 純子 君

9番 橋永 芳政 君

10番 唐杉 純夫 君

11番 酒見 喬 君

12番 本田 眞二 君

3. 欠席議員なし

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名（12名）

町 長 上田 敦吉 君 住民課長 菅原 力 君

副町長 本山 一男 君 福祉課長 坂井 智徳 君

教育長 大里 耕守 君 経済課長 西田 裕幸 君

総務課長 堀 賢司 君 建設課長 大木 義隆 君

会計管理者 木村 浩二 君 教育課長 大石 和幸 君

まちづくり推進課長 佐藤 安彦 君 延寿荘長 福田 恵美子 君

5. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名（2名）

議会事務局長 松本 寛 君 書記 橋本 恵 君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 起立。礼。おはようございます。お座り下さい。

ただいまから、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（本田眞二君） 議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

発言の通告があつていますので、順次質問を許します。3番議員の質問を許します。3番議員。

○3番議員（打越潤一君） おはようございます。3番議員の打越です。

前置きが長くなりますが、私用で8月8日から15日までの期間、第二母国語の英語の会話を試すべく、また異文化を知る絶好の機会を得ましたので、私夫婦と義理妹と3人で、アメリカ合衆国、カリフォルニア州サンフランシスコを旅先に選びました。カリフォルニア州のフレズノには、義理叔父である今村春男氏が居住しており、今村春男氏は今年5月に柔道の国際交流で小中学生を引率し、玉名市を訪れて会っておりました。

市街から東へ400キロメートルほどにある西海岸屈指の景勝地であり、自然世界遺産に登録された、1984年に登録されております、ヨセミテ国立公園に行く途中に、フレズノを通過していくので、フレズノにも興味がありました。カリフォルニア州の面積42万4,000平方キロメートルは、日本国37万8,000平方キロメートルの約1.1倍の広さです。

通訳は、今年3月よりカリフォルニア州のシアトルに1年間の留学中の姪が務め、姪は5カ月間の語学の成果を、また元気で海外生活をエンジョイしているのを、母親、叔父、叔母に見せる絶好の機会です。シアトル空港からサンフランシスコ空港まで、空路2時間、「関係なかやっかい。もうやめんか。たいがいだ」との声あり）空港で待ち合わせる人、今回の質問はアメリカ合衆国カリフォルニア州サンフランシスコを拠点にして、見学しての見聞の思いを、当南関町にも活用できないものかによるものです。よろしくお願いします。

1番目に、ビジネスや観光で訪れる外国人のためになすべき南関町の役割ということで、国際交流が欠かせなくなった今日、先日の新聞等の報道で、住民基本台帳による人口動態調査が今年3月末時点で、居住する外国人数を公表しました。

①町内に居住する外国人数、国籍、ビジネス、その他で内訳を尋ねます。

②熊本県がアジアの観光客向けに、観光案内板と地点標識、ランドマークを設置

しました。南関町に何カ所あるか、また設置場所を尋ねます。熊本県が設置しました観光案内板113カ所、地点標識39カ所、計152カ所を設置されております。

③としまして、平成25年1月から6月期に、台湾人が日本を110万9,000人訪れているということ、これは熊日新聞で読みました。熊本県知事も先頭に立って交流を進めております。熊本県及び南関町にはどのあたりの人が訪れたのか。

④南関町が国際交流に貢献していくためには、どんな施策が必要と考えるか。例えば、宿泊施設、物産館、青果物、加工品販売、コンポストの設置、案内ガイド等です。

2番目に、青少年育成にALTの果たす役割、効果についてお尋ねします。

①グローバル化した世界、近くになる海外が進展する中で、ALT導入後の子どもたちの英語力の成果はどうなっているか。

②南関中学校へのALT導入が、平成3年から平成24年まで21年経過しております。費用、報酬、アパート代等はいくらくらいになっているか。

③平成3年から平成24年までの生徒数は何人か。1人当たりの費用はいくらか。

④卒業生で国外に関わっている者の人数、及び何パーセントぐらいか。

⑤小学生の導入が始まっております。子どもの反応はどうかということです。

⑥としまして、英会話力の実態を。

⑦ヒアリングの可否についてお尋ねします。

以後の質問は、自席から行います。よろしく申し上げます。

○議長（本田眞二君） 一般質問中の私語については禁止いたしますので、ご協力ください。

それでは、3番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（上田数吉君） おはようございます。ただ今質問を受けました3番打越議員の、ビジネス、観光で訪れる外国人に対する南関町の役割についてのご質問にお答えいたします。

南関町に居住する外国人の方は76人で、総人口に占める割合は0.71%、県内では7番目となっております。国別では、中国、フィリピン、タイ、ベトナムなど、アジアの国々が中心であり、町内企業の技能実習生として働かれておるところでございます。また、観光で訪れる外国人につきましては、韓国、台湾、中国からが多く、東日本大震災の影響で極端に減少していましたが、その後は着実に増加傾向にあるということでございます。

このような外国人の方に対する南関町の役割として考えられることとしては、技能実習生として働かれている居住外国人の方々へは、企業側でしっかりと仕事や生活へのサポートが行われていると思いますので、休日等の生活における不安が軽減

できるような対応ができていればと思っております。

現在は、お茶屋跡での国際交流夏祭りや、国内企業での親善ビーチボール大会などに参加され、交流を深めていただいている状況にあります。また、観光客に対しては、該当者のほとんどの方が、ホテルセキアに宿泊されて、町内の観光等はされていないような現状にありますので、今後はホテルセキアとの連携により、町に何かできることも含めて検討する必要があると思っております。

細部につきましては、担当課長がお答えいたします。

以上、お答えしまして、この後の質問につきましては自席よりお答えさせていただきます。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） おはようございます。打越議員の2番目の質問、青少年育成にALTの果たす役割・効果ということでのお尋ねにお答えしたいと思います。

議員からご指摘のように、南関町にALTによる英語指導助手の配置事業が動き出してから21年になります。これまでですね、2、3年おきに交代されて、アメリカやイギリス、まあ同じアメリカのうちですが、ハワイなどから多数の英語教育支援員を雇用してきていたところです。ALT自身の間生、個性の違い、そういったことがありますけれども、総じて生徒の英語学習には多大な貢献をしてきたことは事実です。

果たしてきた役割・効果をちょっと振り返ってみます。まず、南関町の生徒たちはですね、外国人というよりも、外部から見えた方に対しては、ちょっと引っ込み思案というのですか、そういう山つきの子どもの特徴という、そういうのがかつてありましたけれども、いわゆるALTのほうからどんどん働きかけられる、そういう姿勢でもって、子どもたちはもう最初からですね、躊躇感を取り除いているのが現実です。ただですね、自由奔放に話しかけていく姿勢というのは、やっぱり子どもによってももちろん個性の差はあります。特に前はアメリカのキャサリン、今回はアリスローズ、この2人が非常に明るい性格だものですから、子どもたちもわだかまりがなくでですね、2人の働きかけというのは非常に子どもたちに、そのグローバル化していくための素地づくりといいますか、そういう姿勢づくりが非常に有り難いなというふうに思っております。

中でも、先ほど質問の中には、小学校でも英語教育が動き出したということでしたけど、ALTはですね、もう以前から毎週水曜日、午後、これは小学校に来ていただくような手立てを取ってきておりましたので、小学校低学年までですけれども、文部科学省の学習指導要領が改定される以前から、小学校でのALT活動も行われておりました。そういうこともあって、小学生たちも、むしろ中学生以上にですね、

親しみをもってALTの先生を迎え入れると。そして、先生の英会話の発音に対して、子どもたちも、それこそ私たちがカタカナで堅くしゃべるような英語じゃなくて、流調な英会話ができるという姿勢が目についてきていると思います。

そういうことで、南関町もですね、グローバル化の方にあるということが、県内でも7位の外国人ということですけど、アジア人が多いけれども、英語の果たす役割というのは、アジアの人たち、特に韓国は小学校のもう早いうちから、1週間に3時間の英語を学習しているという実態もありますし、そういう意味で日本の教育課程は今後ますますグローバル化していくかと思います。

それから、効果としてですね、1年間の英語学習を通して、本物の英会話に触れますので、発音が日本の英語の先生が教えるよりも、より流調な会話術になっていくということで、中学生は特に、以前も議会で答えたと思いますが、英語暗唱大会、あるいは英語弁論大会というのが中学校で行われていますけれども、荒尾・玉名地区の暗唱大会で、この前のキャサリン先生、そして今回のアリス先生と、2人の活躍によってですね、子どもたちが優秀な成績を修めて、県大会まで出場している実績があります。

具体的なお尋ねのお答えは、担当課長のほうから、また私への質問に対しては自席から、この後答えさせていただきます。

以上、終わります。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（菅原 力君） おはようございます。

1番目の質問として、町内に居住する外国人数、国籍、ビジネス、その他の内訳を尋ねるということで、町長答弁の中にも一応、今年の3月末、76名というご報告がありました、内訳としまして、そのへんのところ、若干補足させていただきたいと思います。国数で6カ国、76名ということで、一番多いのが中国53名、それから韓国4名、フィリピン6名、それからタイが6名、アメリカ2名、ベトナムが5名ということで、76名となっております。男女別にしますと、男25、女51ということでございます。

それから、職業等を問われておりますが、ちょっとそこまでは把握しておりません。申し訳ありません。

新たに、今年の8月31日現在の数字も出ております。その段階では現在67名ということで、9名ほど減っております。中国が8名、それからフィリピンの方が1名減となっておりますが、推測としまして、このへんは企業あたりに来られる方が、その期限が満了になって帰られたとか、そういったことではないかと思っております。

以上でございます。

○議長（本田眞二君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（佐藤安彦君） 8番打越議員の一般質問にお答えいたします。

ビジネスや観光で訪れる外国人になすべき南関町の役割についての中で、②の熊本県がアジアの観光に向けた観光案内板と地点標識を設置した。南関町には何箇所あるか、また設置場所を尋ねるといふことの質問ですが、熊本県が設置した箇所については1カ所でございます。また、設置場所につきましては、特産品センターいきいき村の店舗前に設置されております。

③の平成25年1月から6月に、台湾人が日本を110万9,000人訪れている。熊本県知事も交流を進めているが、熊本県及び南関町にはどれくらいの方が訪れたかとの質問です。これはあくまで延べ宿泊者数ということでご理解いただきたいと思っております。

まず、熊本県におきましては、6月までの集計がまだできておりません、これは県に確認しましたところ。ということで、現在の段階ではお答えすることができません。南関町の分につきましては、ホテルセキアの直接の聞き取り調査による数値ですが、台湾からは6月までに3,490人の方が宿泊いただいております。ちなみに、平成23年の1年間で156人、平成24年の1年間で209人でしたので、急激な伸びとなっております。

④の南関町が国際交流に貢献していくためには、どんな施策が必要と考えるかとの質問ですが、これまでの町の取り組みとしては、国際交流に特別の施策は実施しておりませんでしたので、どのような国や地域、人々を対象とした施策を実施すべきかも検討しておりませんでしたので、まずは町長の答弁にもありましたけれども、居住外国人の方が生活しやすい環境づくり、観光客の方が町内を観光していただけるようなシステムの構築が必要ではないかと思っております。議員もご存じのとおり、町ではですね、英語、中国語、韓国語の3カ国語を対象とした観光パンフレットを作成しておりますので、より効果的な活用も含めてですね、検討していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） ALT、いわゆるアシスタントランゲージティーチャーということで、JETプログラムで日本がですね、外国語の指導助手、国際交流員とかそういったですね、日本の施策として、外国の方の日本に呼んでいる中で、ほぼ90%がこのALTということで日本に入っております。そういう中で、平成3年から平成24年、これは単純に引きますと21年ですけども、実際は22年です

ね、経過をしております。

②のですね、ご質問の費用、特に報酬、アパート代ということですがけれども、金額がですね、月額30万円が12カ月で360万円、保険等が47万円、年間407万円、これをですね、22倍いたしますと、8,954万円となっております。それから、家賃を町のほうで支払っております。4万8,000円×12カ月の57万6,000円が1年間の金額でございます。これを22年間いたしますと、1,267万2,000円が家賃でございます。合計1億221万2,000円が22年間のALTのですね、費用でございます。

ご質問の中で、③の生徒1人何人かということをご質問いただいておりますけれども、私が計算した分と議員の思いが違うかもしれませんが、平成3年から平成24年度まで、南関中学校の生徒を全部足しますと8,872名となっております。この金額を1億221万2,000円で割りますと、1人当たり1万1,520円となっております。これは小学校は入れておりません。中学校のみ入れているところでございます。

それから、④の卒業生で国外に関わっている者の人数及び何パーセントぐらいかということですがけれども、これについては実際問題としては把握は難しいということでございます。ただ、南関町に在住する企業で、外国に行く可能性のある会社をちょっと調べてみましたけれども、実際、小林製作所がタイ、NFTがタイ、富士ダイスがインドネシア、マレーシア、TFOがタイ、アメリカ、二進製作所がタイ、AT九州がですね、210名ぐらいおられて、うち45名がですね、南関出身者だそうですね、まだここにはですね、海外の派遣はないというようでございます。それから、荏原製作所、富士電機は、南関からの採用は少ない関係でですね、ここも多分、外国には行っていらっしゃるだろうということです。ただ、南関からですね、東洋電装とかですね、九州松下に通われている方で、実はですね、私の弟も東洋電装に行っていて、今、ベトナムに行ってるんですけども、この関係者が南関からですね、行ってる可能性は大いにあるんじゃないかというふうに思っておりますけれども、人数とかですね、何パーセントを調べることはできませんでした。

それから、5番目の小学生の導入ですがけれども、これから数字ではありませんけれども、実際、今のアリスさんにですね、小学生の導入をどう考えているかということですね、ちょっと打ち合わせてまいりますけれども、やはり英語をですね、しゃべることに関しては、なるべく小さいときから始めたほうがいいと。それはなぜかということ、日本人は舌を巻いてアールという発音ができないと。これは小さいときにヒアリングで覚えるんだということを知りましたので、中学校になると、ど

うしてもそのへんの舌を巻くアールとか何とかの発音がですね、よっぽど熱心にしないと難しいと。だから、なるだけ小学校1年ぐらいからですね、ヒアリングを聞いて、そういうアールの発音とか、そういうのをすれば、大分いいんじゃないかということをおっしゃっていました。

英会話力もですね、やはりこれは今までですね、ずっと平均3年ぐらいですね、変わっていますので、以前との比較はできませんけれども、今、アリスさんについてはですね、かなりいいのではないかというふうにお伝えしました。特に7番目のご質問のヒアリングの可否ですけれども、やはり日本に来ている私の友だちのフィリピンの方が、フィリピンの言葉とスペイン語と英語をしゃべれるということをおっしゃって、どうして覚えましたかと。全部聞くと、ヒアリングで覚えましたということですね、聞きましたので、やはりこういったヒアリングというのはとても大事なかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（本田眞二君） それでは、再質問をどうぞ。3番議員。

○3番議員（打越潤一君） どうもありがとうございました。

それでは、1番目からしていきたいと思えます。中国、韓国、フィリピン、台湾、ベトナムで、76人ということで、ビジネスその他と、一応ビジネスというのは企業の就労といいますかね、外国から仕事で、この件数に現われているのが3カ月以上日本に住む人がビジネスというようなことで、3カ月以内の者については観光というようなことで表現されているようですけど、この76人ということは、恐らくそれぞれの企業にビジネスで来られている方は、その他というと、それらは今、国際結婚というが入っておりますので、このその他の分に入る人数あたりが分かりますかね。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（菅原 力君） 申し訳ありませんが、その結婚どうのこうのされとるかどうかというところはちょっと調べておりませんが、数字上で世帯数の中に混合世帯といいますか、というのが一応9世帯ほど含まれておりますので、そちらのほうが一応とすると結婚された方あたりが永住といいますか、そういった形でおられるんじゃないかというふうに思っております。

○議長（本田眞二君） 3番議員。

○3番議員（打越潤一君） それぞれアジア系といいますかね、恐らくビジネスで来られた方がもうほとんどだろうと。ちょっと再質問しますが、76人のうちの25と51の分は、男性だったですかね、女性か、それともビジネスかその他か、そこをもう一度お願いします。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（菅原 力君） 今申しましたように、ちょっと職業別とか、そのへんのところを把握しておりませんので、男女別は先ほど申しましたように、男性が25名、それから女性が51名。それと、8月現在が人数が減っておりますけれども、8月末現在では、男性が24名、それから女性が43名というふうになっております。

○議長（本田眞二君） 3番議員。

○3番議員（打越潤一君） 一応、76名の方がいらっしゃいます。そしてまた、こういう外国の仕事で来られる、南関に在住の混合世帯といいますか、そういう永住されてる方は除きますけど、そういう移り変わりで人数の増減はあると思いますが、一応やっぱり日本からもこれに逆の立場で、先ほど教育課長のほうがおっしゃいましたように、仕事で外国に行っておられる方も多数いらっしゃるものと思います。先ほど、まちづくり課長のほうからもおっしゃいましたように、セキアホテル泊でバスツアーというか、セキアホテルは観光客というような形だと思っておりますが、これも何かアジア系あたりの分が、先ほどおっしゃいましたように、多いと思います。中国、韓国はですね、観光客が今、尖閣諸島ですか、中国等の尖閣諸島、あるいは韓国等の竹島の領土問題等で、かなり日本に対する批判が高いということで、大分観光客の数は減っていると思いますが、それもある程度そういうにらみ合いが少なくなれば、以前のようにですね、日本に来られる方は多いと思います。私が月曜と金曜日にセキアに行っておりますが、やっぱりバスでの観光客あたりはですね、今現在でも何台でも止まっておりますし、そういう背景から考えるとですね、その外国人に対する案内というか、それを応対するというか、それにガイドさんというですかね、それを会話する能力のある方がですね、私の知る範囲では少ないだろうと思いますが、そこらあたりは大分、ホテルセキアあたりは当然、宿泊施設で準備されておりますでしょうけど、いきいき村あたりもですね、大分バスあたりのトイレ休憩を兼ねて、ショッピングあたりをされてですね、この南関町の特産品、いろいろあると思いますが、そこらあたりをついでに土産に買って帰ろうというような観光客が多いと思います。そういうことを思うとですね、やっぱり南関町も、先ほど観光案内板は県が設置した分が1カ所というようなことですが、やっぱり自分がちょっと行って見てですね、行ったところは中心部だったものですからですね、そんな不便さは感じませんでしたけど、こっちの東京から、福岡あたりから来られると、周辺部だけですね、そこらあたりは案内板設置あたりは、やっぱり来られている方は多分不自由されているんじゃないかならうかと思っております。私の家のそばも、自転車ですら、買い物、うちの坂下、四ツ原地区には、店が1カ所はあるですかね。前の坂下農協のそれを除けば、店あたりがないということで、和水町のほうから自

転車にいっぱい積んでですね、5、6人で自転車で買って帰られるというような光景を目にします。先ほど町長のほうからもですね、お答えがありましたように、企業のほうからですね、そういう店がどこどこにあるというようなことはですね、説明されてると思いますが、南関町でもやっぱりそこらあたりの配慮をできるならばお願いしたいと思いますが、そこらあたりの部分をちょっと佐藤課長、お願いしたいと思います。

○議長（本田眞二君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（佐藤安彦君） 今のご質問の中でですね、まず外国人の方がかなり方が各国から来ておられるということで、そういったことをご心配ありました。言葉も違うものですから、そういったこともあるだろうと思いますが、現在、25年ですね、6月までですね、先ほど台湾につきましては3,490人の方が宿泊をされているということで答弁させていただきましたけれども、このほかにもですね、6月までで、韓国からですね、1万801人、中国が687人、以外と多いのがですね、タイがですね、466人おられました。ということで、現在、半年ですね、1万5,544人の方が宿泊いただいております。少し遡ってみますとですね、平成24年、1年間ですね、1万6,806人、23年度がですね、東日本大震災の影響もありまして、少し落ち込んでいますけど、1万1,517人。それでですね、ここ数年、一番多かったのがですね、平成22年で2万5,326人の方が宿泊いただいております。この中でやっぱり一番多いのはですね、その22年度につきましても、韓国からは2万1,919人の方が宿泊いただいておりますので、韓国がですね、一番中心じゃないかと思っております。ということで、こういった宿泊の方々もですね、いきいき村あたりの物産とか、いろんな観光もしていただけるならということで、その案内する人、通訳ができる人がということになりますけれども、特別それぞれのですね、店舗とか施設には、そういった方はおられませんので、観光で来られた方についてはですね、ホテルセキアについてはいろんな言葉が話せる方がおられますので、その観光される、あるいは特産品を購入に行かれるということであればですね、そういったセキアとの連携で、そういった方を通訳をしていただきながらですね、できるようなそういった体制、システムづくりはですね、十分可能だと思いますので、そういったことについては必要であれば、すぐ対応できる部分だと思います。

それと、在住外国人の方につきましては、企業でもそれぞれですね、買い物はですね、会社の責任者の方が連れて行かれたり、いろんな日常生活に対してはですね、フォローされております。ただ、今も自転車ですね、自分で買い物に行かれている方々もよく見かけますけれども、そういった方についてはですね、結構詳しい情

報を持っておられて、どこの店が安いから今日是一緒に行こうとか、そういったこともですね、ご存じのようです。ただ、言葉がどこまで通じるかというのは、少し不安があるかと思えますけれども、うちのパンフレットもありますけどですね、町のいろんな施設については、そういった方々にも、多分企業のほうからもお配りされていると思いますし、セキアのほうの観光客に対しましてはですね、うちの3カ国語のパンフレットはいつも設置しております。まちづくり推進課の前の窓口にも設置しておりますけれども、セキアのほうにはですね、結構これが出るものですから、毎回ですね、何部くださいと、そういった要請がありますので、パンフレットを出しているような状況ですので、そのパンフレットを利用されてですね、いろんな場所に行かなくても、そういった町の観光とかそういったものについてはですね、観光されている状況じゃないかなというふうには思います。

以上です。

○議長（本田眞二君） 3番議員。

○3番議員（打越潤一君） ほとんど観光中心はもう恐らく南関に大きな施設がありますからですね、そこで買い物も、あそこで南関特産品あたりもいろいろ置いてありますからですね、そのほか、あそこはもうそこだけの宿泊施設なのか、下さんおりにいくということは考えられないと思いますけどね。

あとと思うのが、そのセキアホテルあたりを中心にして、そういうバス、集団での観光でなくて、個人ですか、そういうそこを拠点にして熊本城に行くとか、あるいはグリーンランドはそこにホテルがありますからですね、私たちが4、5時間かけて行った思いをすれば、ある程度、そのセキアを拠点にして3、4時間、5時間そこらぐらいの、これは南関インターがありますのでですね、遠くまでですね、観光とか、あるいはもうそれぞれ自分たちの目的に応じた部分ができると思います。それで、そういう個人旅行あたりのものまでは、恐らく数値としては弾いてないでしょうね、セキアホテルは。どんなでしょうか、ちょっとお尋ねします。

○議長（本田眞二君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（佐藤安彦君） セキアに宿泊される方の団体とか個人でのですね、そこまでの数値については、うちも把握できておりません。ただですね、ほとんどの方があくまで個人でということじゃなくて、団体で来られる方が多いんです。

○議長（本田眞二君） 3番議員。

○3番議員（打越潤一君） 団体ということであれば、今、私が言いました、そこを拠点にして、それぞれの観光地や天草とか、普賢岳とか、そういう観光はもうそこを宿泊にして行くということだから、南関町がする分はもうセキアでもう南関のものを販売するという事しか考えんではないね、ほかは。

佐藤課長、お願いします。

○議長（本田眞二君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（佐藤安彦君） 今、打越議員が質問の中、重要なところですけども、町としましてもですね、ただ宿泊いただけるだけということでホテルは考えておりませんで、今ですね、大牟田、荒尾、長洲、南関、それとですね、島原地域も含めて、いろんな観光ルートの設定というか、そういったことも協議しているところでございます。そういったいろんなですね、事業を進めておまして、一つの町だけではですね、いろんな観光施設等も不足しますので、やはりそういった広域でですね、そういった地域を巻き込んでやろうということで、うちの町もですね、うちの町の特色あるもの、それとやっぱり三池炭坑であるとか、島原普賢岳は今、議員が言われたとおりですけども、そういったものを含めて広域的なですね、観光を含めて南関町はセキアに宿泊していただく、起点にしてそれから行っていただくというようなことはですね、もう現在進めておりますので、外国からの観光客の方、あるいは修学旅行生も含めてですね、そういったことで宿泊数を増やそうということで取り組みをしているところでございます。

○議長（本田眞二君） 3番議員。

○3番議員（打越潤一君） ありがとうございます。

それとですね、セキアあたりでも玄関前ですね、今年も祇園さんの練習あたりをですね、7月の初めぐらいから、玄関前ですね、されておりました。ああいうともやっぱりセキアあたりの施設に宿泊される方にとってはですね、本当、南関町をPRするいい機会ですね、本当、あそこで暑い中、外で太鼓とか鐘とかですね、叩いて練習されておりました。大牟田のほうの方もやっぱり別の、あそこのセキアの中の施設を利用してですね、太鼓の練習あたりをされておりました。やっぱりそういうのは、そういう観光客にとってはですね、本当、自分ここに帰って、やっぱり南関町ではこういういいものがやってたというようなことが口コミで広がってですね、また観光に来ていただくという、リピーターももちろん結構なんですけれども、そういう分あたりを考えますと、本当あそこのもう何年もされていると思いますがね、ああいうのは国際交流にとってはいい分じゃなからうかと思っております。

それと、あと、いきいき村あたりは南関にとって、バスあたりを止められればですね、あそこのいい場所、ほかにも賢木のふるさとセンターですかね、ああいうところにありますもので、あそこあたりも何かそういうことを、まああそこ泊まれる方が多いというデータがあれば、便所あたりもですね、施設もやっぱり、施設改修あたりも考える必要が出てくるんじゃないかと思っております。観光客が多いと

いうことは、ごみがですね、増えるということで、ごみの分別もですね、本当大変でしょうが、南関町に来ていただくことは、本当うれしいことだけん、やっぱりそこらあたりはですね、経費もかかるでしょうけど、その分、また南関町をPRする効果も大きいんじゃないかなと思いますので、そこらあたりはもうまちづくり推進課長が大いに目を開いてですね、していただくなれば、まだまだ伸びる可能性があると思いますので、余裕を持って見ていただきたいと思います。

それでは、今度は2番目のほうに移らせていただきます。もう南関町にもALTが入ってから、先ほど22年間経過しとるというようなことで、もうやっぱり私たちの時代はリーディングといいますか、聞く、読む、そういうことで、ヒアリングといいますか、リスニングといいますか、そこらあたりはですね、本当あまりしてこなかったものですから、もう中学、高校を卒業して、もう30数年経ちまして、本当、会話力、英語あたりはまた特に親しんでいないと、単語あたりももう忘れてしまってますもんね。もう急に覚えようと思ったって、中学校の英会話能力があれば、外国でも通用するのかなというような甘い気持ちで行ったんですけど、聞くほうはですね、日本語を日本人同士で私も話す言葉が早いんですけど、外国人の方がそういう分でこっちに話してきても、ヒアリング、リスニングといいますか、そういうことに慣れていないものですから、その単語をばって言いなはると分らんわけですね。だから、そこがやっぱり5W1Hといいますか、どこに行って、何をどうしてという、そこらあたりの会話を知っとけばいいかなというように思ってたんですけど、現実にはそういうことはいきませんでした。それが、先ほど教育課長のほうがですね、早ければ早いほどいいというようなことがありましたように、先日、こどもの丘保育園で英語劇、教育課長はちょっと見られてなかったと思いますが、英語劇で子どもたちが何事もなく身体を動かしながら表現されてですね、リズムをとってるところは、大人の私たちから、わあよくしゃべるな、私たちはもう文法とか何とかを先に頭がいて、名詞の次は動詞が来て、その次は接続詞か何かそがんとが来るけん、どがん会話を組み立てないかんという、そっちのほうは先に来ますけど、保育園生はもうそういうことは全然恐らく教育はされておんなはらんでしょからですね、単純というか、もうそういうことも繰り返しか、絵を見て、これがりんごならアップルとか、そういうミカンならオレンジとか、そういう形で身体を動かしながらですね、表現されておるとい。やっぱり、ちょっとこれば質問する分を見るとですね、やっぱりちょっと調べてみますとですね、音声能力というんですか、音声の聴取能力は6、7歳頃が何か最善期といわれとるということを書いてありました。そして、外国語の習得の敏感期といいますか、一番感ずる分は4歳から8歳ぐらいまでが通説であるというように、これは大学教授が書いてある

分をインターネットで引っ張り出したんですけどですね、何かこういう研究結果と実践結果からですね、カナダや欧米では、幼稚園や小学校低学年から外国語が導入され、効果を上げている。現場の先生方も異口同音、5、6年生では教えがたいという声が多く、英語導入は1年生からが望ましいという声が高いというようなことが載っておりました。これは2011年から、教育長のほうがもう以前からALTが導入されているというようなことで、もう実際、小学生がそういう会話に接しているというようなことで、これがもう5、6年生から必修化されてるというようなことがちょっと載っておりました。南関町はこういう先進的にですね、外国の指導助手あたりを採用されて、そして中学校だけに限らず、小学生まで持って行って、英会話力というか、そういうのを進めていかれることに対しては、本当いいと思います。この数字あたりも、もう卒業生8,872人ですか、もう約9,000人近くも、もう英会話力をもった子どもたちがですね、南関町を卒業されて、それぞれの仕事場、あるいは学校あたりで頑張っておられると思います。やっぱりせっかくですね、習ったものあたりを、特に日本語でないですから、やっぱり使わないとですね、日本語あたりも使わないと、もう忘れてしまうんですけど、卒業してもですね、最低限、英語を話せると、全世界に行ってもですね、もう安心して話せるというように思いますのでですね、英語の先生あたりも夏休みあたりを利用してですね、海外あたりに行って勉強される方もいらっしゃると思いますが、そこらあたり、教育長、先生方で海外に行って、ALTだけじゃなく、英語の先生だけでなくですね、やっぱりそういう会話というか、そういうあたりを子どもたちにですね、話されるというか、そういう機会もあると思いますが、そこらあたりも教育長の耳に入っている分で結構ですので、ちょっとお話いただけるならと思います。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 先生たちにとって、唯一、夏休みはまとめて旅行ができると思いますか、研修旅行ですね。今年の場合は、第一小学校の先生方が4名でしたかね、海外に出られました。それから、個人的には夏あるいは冬の休み、春の年度初めあたりを使った海外旅行をされる先生もあります。毎年、ゼロということはありませんね。何人かの先生方が海外に出ておられますけれども、そこで自分の英会話力も試されて、子どもたちにしっかりさせなんという自覚をもついい機会にはなっていると思います。

以上です。

○議長（本田眞二君） 3番議員。

○3番議員（打越潤一君） 何しろですね、姪が単独でアメリカに行つとるわけですね。やっぱり日本人は何というか、表に対して積極的にいかないという、やっぱりそう

いう性格の持ち主といいますかね、そういうことでありますので、やっぱり外国に行ったら、外国人のほうからしゃべってこないと、やっぱり自分のほうから積極的にいかないと、外国人との交流は果たせない。そしてまた、アメリカのほうは多国から、それぞれ同じ米国でも、人種がいろいろいらっしゃるものですからですね、なかなか難しいと思いますが、やっぱり自分のほうから出てしゃべって、それで分からんなら、またその分何だったろうかというようなことで、やっぱり本を見て、こういうことを言ってるなというようなことで、何しろしゃべっていかないといかんというようなことですね、そこを強く思って、自分たちが行くと、日本人が連れて行くと安心だけいいんですけど、自分の分にとってはいっちょん、上達せんわけですね、もう。その方が隣にいらっしゃるから、もうその方に頼ってしまって。しかし、もう1対1になると、尋ねてもらおうと、本当もうヒアリングが駄目なものだから、もう身振り手振りで言うようなことですね、本当、最低限の分を、同じことの繰り返しになりますが、耳がその対応力をもっていないものからですね、だから今、子どもたちが8,000人もおるということは、それだけの分が私たち以上にですね、やっぱりその小学生の平成3年以降の子どもたちにとっては、実の英語あたりを耳で聞いて、大分能力が優れていると思います。そういう方がですね、今後また南関町を背負っていくというようなことになります。もう最後になりますが、ちょっと英語ばですね、これだけは言うて帰りました。I had a nice time here thank you. いい宿泊ができました。ここありがとうというようなことを、これだけ一つ、フレーズをもっておりましたのでですね、ホテルの方に挨拶して、ああ言葉が通じたんだなというような印象を受けました。やっぱり日本にも来られておりますから、そこらあたりの一方、道を尋ねられてもですね、I don't know. Sorry. とか、そういうことですね、言って、本当、外国人の方々も旅行されて、道を尋ねられてもですね、もう答えることはできません。本当そこらあたりをですね、私も含めまして、最低限、中学校英語ぐらいで可能かと思えます。そこらあたりを勉強して、外国人が南関町に来られてる方あたりも、少しでも役立つようなことを私も努力しなければいけないかなと思つとるところです。

今度、9月8日に2020年夏に56年振りに東京オリンピック、パラリンピックが行われることがIOC委員会で決定され、日本中が大喜びしてるのがテレビで紹介されました。7年後のことです。子どもから大人まで、国際交流のチャンスです。ALTを通じて、子どもたちに対する意気込みをお聞かせいただけるならということで、ちょっとこれは教育長のほうにお願いしたいと思いますが、ALTをですね、されております。だけん、その方がまた今後、ALTもまた2、3年ごとで変わっていきますね。あと7年間、東京オリンピックまであります、期間が。だけ

ん、そこらあたりは今まで以上に、ALTあたりを通じて英会話力のヒアリングあるいはリスニング、そこらあたりをですね、なお一層、子どもたちに教えてほしいという気持ちがあるものですから、そこらあたりも教育長が、ALTあたりを通じて、子どもたちにより以上に英語あたりをしていくならという、そこらあたりの思いをお尋ねします。

○議長（本田眞二君） 答弁の途中ですが、10分ほど休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時01分

再開 午前11時11分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁の番でしたので、これを続行します。教育長。

○教育長（大里耕守君） 打越議員のほうからですね、2020年、東京オリンピックでいよいよグローバル化が、それこそ日本中広がってくるということでの本町内における子どもたちへのALTの英語力向上の指導もということで、思いをということでありました。実はですね、ALTだけが英語教師じゃなくてですね、まずは中学校では英語の先生、それから小学校も学級担任もやっぱり英語力をやっぱり持ってもらわないと、小学校における英語教育はできません。併せて、町がお世話になっております英語指導助手、各学校1名、派遣しています。現在のところ、町内の先生は2名、英語塾を営んでおられる方、あるいは英語のその指導免許をもらった方ですね、ということが2名。それから、あと2名は、今のところ、玉名市の岱明町、かつて睦合小が熊本県の文科省委嘱を受けた国際理解教育という英語教育をですね、先進的にずっと取り組んできておりました。その睦合小学校の英語助手を務めておられる2名の方も、南関の二小、三小に来てもらっています。一小と二小は町内の方ですね。そういうことで、一応そんな手立てが取られている関係で、低学年のほうはALTにお世話になっています。さっきも言いましたように、子どもたち、非常にアリス先生ともう仲良くなって、アリスも感心なことに、小さい子どもの名前もよく覚えてくれて、やっぱり先生は子どもの名前を覚えて呼んでもらうということは、子どもも親しみがわきます。そういうことで非常にじっくりいっておりました、さっきも言いましたけど、低学年のうちから、さっきおっしゃったりリスニング、ヒアリングですね、こういう技能が身につけておるし、併せてずっと言ってます文科省の指導要領が、今、中核に言語活動の充実ということで、これは日本語ばかりじゃありません。自分の思いを聞いたり伝えたりということで、人に伝える力、言葉を通じてですね、それは日本語だろうと英語だろうとですね。そうい

う言葉を伝えることによって、人とつながる、そういう力を身につけさせるコミュニケーション能力の向上ということで、これはもう一番基盤に、人間の基盤になる学力ですので、そういうことを力を入れておりますし、願わくばですね、いわゆる中学校専属のALTが応援してもらっているのです、1カ月にいっぱいしか小学校には回れんわけですね、4週間、4校を回るには。だから、願わくば中学校ばかりじゃなくて小学校もALTをですね、小学校専属のALTをもう1名、もし可能ならですね、そういうことになれば、低学年のうちから1時間でも英語の時間を、総合的な学習等を通じて取り組めるがなという思いはもっております。何はともあれ、オリンピックがあるからということばかりではなくて、グローバル化していく時代ですので、そういうことで子どもたちに国際人の人づくりをやっていきたいなと思います。

以上です。

○議長（本田眞二君） 3番議員。

○3番議員（打越潤一君） ありがとうございます。

何しろ、繰り返し繰り返ししなければ、すぐ忘れてしまうという現実社会があるものですからですね、本当、自分が帰ってからもCDあたりも先生の話すことを、外国語の先生の話す言葉を、CDあたりでもですね、吹き込んでいただいて、やっぱりそこらあたりを子どもが帰って、繰り返し繰り返し聞くと、やっぱりそこらあたりがそれにリスニングというか、そういうことになるんじゃないかなと思います。それが始まって、初めて会話力ができると思いますので、そこらあたりを子どもたちに十分お願いしたいと思うところです。

一応まとめに入ります。グローバル化した社会、近くなった海外、外国語を話せなくとも、飛んで行き来できる世界、また会話できると、なお素晴らしいと思います。海外を自分の目で見るのも、また格別のことと思います。そして、我がふるさつを見つめなおす。何事も早めのチャレンジを期待し、自分の進むべき道に向かって努力してほしい。大きい器をもった人材を育成し、町を支える後継者を育てたいものです。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（本田眞二君） 以上で、3番議員の一般質問は終了しました。

続いて、10番議員の質問を許します。10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） 10番議員の唐杉です。おはようございます。

今回は、小学校教育と産廃の安定化について通告をいたしております。

まず、小学校教育についてでございますけれども、前回、中学校でしたけれども、引き続きということで、週案を取り上げております。同じ週案といいましても、小

学校の週案は、中学校と違い、かなりきちんと整備されておりまして、気づいたことはわずかしかなかった。そこで、違った角度から質問することになりました。

次に、産廃の安定化でございますが、これについては調べていくうちに、クロード無放流設備における産廃埋立終了をどのように考えるべきか、いろいろ気になることが出てまいりました。以下に通告文を読み上げています。

1つ、小学校教育。①週学習指導計画案について、指導時間数の集計がなされていない学校があります。カリキュラムどおりにいつているか、校長は確認ができていますか。定期的な管理職のチェックの形跡がない、どのような管理をしているか。

②児童生徒の学力評価について、自分の教えた生徒の学力が期待どおりに伸びているか。玉名郡市他校との比較など、教師はどのような方法で確かめているか。

③全国学力テスト及びゆうチャレンジテストの採点分布について、開示できないのか、できない理由は何か。県教育委員会から非開示の通達があつていれば、具体的な中身を知りたい。

④学力向上について、マスコミ情報による教育専門官あるいは先生の先生の制度化は考えていないか。また、家庭学習の定着化についてはどう考えているか。

2、埋め立てられた産廃の安定化について。①1日約60～80トン埋設される産廃に、浸出水はたったの60トンしか処理しないという設計であるが、これで安定化するという根拠を示してもらいたい。

②安定化する物質が上がるとするなら、それは水が接触した部分だけである。まったく接触しない部分はどのくらいあるか。

③水に接触していない、いわゆる生のままの産廃は眠っているだけであつて、天災地変あるいはシートの劣化などのために、50年先、100年先か分からないけれども、いずれ必ず目を覚ます、それにどう対応するつもりか。県から言質を取っているか具体的に示してもらいたい。

④15年から20年間供用予定とあるが、終了後、いつまで浸出水を管理するか。漏れたときに、その浸出水が一般家庭地下水に届くまで何年かかると見ているか。

⑤浸出水処理施設で発生する産廃廃液はどのくらいの量が見込まれ、どう処分するのか。

以上が通告の内容でございます。例によりまして、時間の配分が分からず、果たして思いの丈の質問ができるかというのは心配でございますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。あとは自席から質問いたします。

○議長（本田眞二君） 10番議員の質問に対する答弁を求めます。町長。

○町長（上田数吉君） ただ今質問を受けました10番唐杉議員の、埋め立てられた

産廃の安定化についての質問にお答えいたします。

産廃の安定化についてということで、技術的な質問がっておりますが、こうした事業内容に関わる質問につきましては、事業者である県にお聞きになる内容であり、町執行部も議員と同じように県に質問する立場であります。本日は県に確認いたしました考え方の概要のみをお答えさせていただきたいと思っております。

町といたしましては、産廃の最終処分場は、埋め立てられた廃棄物が安定化しないと廃止できないことになっておりますので、今後と、事業主体に対しまして、近隣の住民が孫子の代まで安心して生活できるような、安全な管理運営をするとともに、少しでも早く安定化するように努めていただくよう、安全推進委員会等の中で確認していくとともに、今後とも申し上げていきたいと考えております。

小学校教育の質問につきましては、教育長がお答えいたします。

細部につきましては、担当課長がお答えいたします。

以上、お答えいたしまして、この後の質問につきましては、自席よりお答えさせていただきます。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） それでは、10番唐杉議員の、小学校教育の質問にお答えさせていただきます。

議員には、前回、6月議会においても、中学校教育への質問ということでしたが、今回、小学校教育の現状について質問を受けました。学校教育をしっかりと見ていただいて、ご支援いただいていることに敬意を表します。

今回は、町内4つの小学校の6年の算数の週案及び年間学習指導計画の情報開示を受けました。それを基に4点についての質問ということですので、具体的にお答えをさせていただきます。

まず、情報開示請求を受けた6年算数の週案についてのお尋ねからですが、議員から開示請求を指定されたのが、その学年と教科だったものですから、小学校はですね、1人の担任で全教科を教える関係で、全部の教科が週案に書かれています。それを小学校6年の算数ですねと受け取った学校がですね、大変だけれどもいいながら、全部の1年間のコピーを取ってもらって、そして算数だけわざわざ切り抜いて、そしてまた貼り付けたものをコピーされたのが提出があったのが2校だったわけですね。あとの2校はそのまま全教科、提出いただきました。議員ご覧になって、実は俺はこの全教科見ることで全部が分かるということになりまして、結果的には開示だけでなく、2校については、その後出向いていただいて、閲覧をしてもらうという形で、各学校の開示と閲覧ということで審査をもらったところですよ。

小学校の先生方は、以前、中学校のときも話しましたが、毎日1日、全教科を1つの学年全部を、そして全部の子どもを掴んでということで、細やかな実践を積み重ねておられますので、それを見ていただいたことによって、学校への信頼感も高めていただいたのだと考えています。

指摘のあった、その集計がなされていない学校というのは、実は提出が教科に限ってだったものですから、そこには集計も今週の予定と実施というだけ書かれていて、年間どれだけきちんと、年間の計画によって集計がなされているかは、学校保管の教務主任がまとめた資料でもって閲覧いただくということになっておりまして、それが提出がなかった学校がご指摘の学校でございます。もちろん全部の学校、集計表に保管して閲覧できるということですので、ご理解いただきたいと思っております。

それから、管理職のチェック体制がきちんとなされていないような学校を見受けるという指摘でございますけれども、週案にはですね、中学校を見た際に、校長のほうで授業参観に巡回する際に、どこが進んでいるかはっきり分からんんじゃないかということで、ページ数まできちんと記録をしてほしいという要望がありましたので、この点につきましては、7月の校長会、あるいは学力向上の研究協議会での、各学校の研究員の先生方に、そういう議会での指摘もあつとるから、今後はそこまできちんと記録をとってほしいということで指導しておきました。

校長のいわゆる週案の管理につきましては、恐らく1教科のみだったもので、その校長、教頭が書く、後の指導メッセージが付いてないものをご覧いただいた結果の指摘だと思っております。もちろん各学校、校長、教頭、それぞれ1カ月おきに提出をさせて、コメント、メッセージを書き込んでもらっております。

2番目、教師が指導したことを、1年間ですね、成果としての児童生徒の学力評価はどういう形でしているかというお尋ねですが、先生方の日頃の指導の達成状況というのは、まずは单元ごとのテストをしますね。それから、学期末にはまとめのテスト、それから全国は6年生、小学校は6年生のみ、熊本県が学力調査をやるのが12月ですけど、熊本県学力調査、いわゆるゆうチャレンジ、そして年度末には、小学校は年度末、中学校はもう学年明けてですが、標準学力検査というNRTといいますが、これが一番の教師の1年間の自分の指導の成果が出ているかを見極めるものです。標準偏差という偏差値が出ますので、前の学年がどうだったのが、自分の指導によって伸びたか、逆にマイナス点になってるかを、はっきりとこれで見とれます。そのデータにつきましては、きちんと各学校、学校経営案に翌年度の前年度の学年の結果ということで掲載し、次の学年が受け継ぐことになっております。

それから、3番目、全国学力テスト、ゆうチャレンジテストの採点分布というこ

とでのお尋ねです。はじめにですね、全国学力テストの結果ですが、議員の願いとは逆で、結果公表には、かつて読者の広場にも記事が出ておりましたが、この全国の小学校の6年生と中学3年生に限られた学年での全国テストです。そういうこともあるということと、それから評価の結果が市町村別とか学校別に公表されますと、非常にこれは周りの目も、あの学校はというのが一つの評価、評定の基準になったり、また学校への不信感のもとになったりということで、いろんな課題もあると。必ずしも1つの学年がその学校の評価に見られては、たいへんな問題だということもありまして、教育の中立性をゆがめないためにも、文科省がですね、毎年、文科省の初等・中等教育局長名で通達を出してますが、今年も8月27日付けで、結果の取り扱いについてという文書を、各都道府県の教育委員会、政令都市の教育委員会、そして附属の小中学校を置く大学学長、もう一つ、各都道府県知事宛に、この通知文は送付しています。しかし、結果的にはですね、よく新聞沙汰になりますように、下位100校を公表するというような言葉を吐いた市長もおるようです。

その配慮事項をちょっと紹介しますと、調査結果については、本調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育政策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。その際、本調査により測定できるものは学力の特定の一部であること、学校における教育活動の一側面に過ぎないことなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争につながらないように十分配慮する。

具体的には以下のとおり。教育委員会及び学校による調査結果の公表について。

1、都道府県教育委員会は、本調査の実施主体が国であることや、市町村が基本的な参加団体であることに鑑みて、域内の市町村及び学校の状況について、個々の市町村名、学校名を明らかにした公表は行わないこと。例えば、教育事務所単位で調査結果を公表するなど、個々の市町村名や学校名を明らかとしない方法で公表することは可能であると述べられています。

2つ目、市町村教育委員会が保護者や地域住民に対して説明責任を果たすため、当該市町村における公立学校全体を公表することについては、それぞれの判断に委ねること。ただし、域内の学校の状況について、個々の学校名を明らかにした公表は行わないことと規定されています。

これらを受けて、本町でも結果公表は、中学校はどれだけだったといいますと、南関中というふうになりますのでですね、そういうことで、玉名管内全体では県よりも高いか低いかぐらいまでしか言えないというのが今日までの歩みです。今申しましたのは、全国の学力学習診断テスト結果の非開示情報です。

熊本県の学習状況調査、いわゆるゆうチャレンジテストとですね、それから年度初め、中学は年度初め、小学校は年度末にやる標準学力検査の結果は、もう学校経営案に全校、学年別、教科別に詳しく分析して提示していますので、いつでも開示できることになっています。

最後に、学力向上について、4番目ですね。教育専門家、または先生の先生という立場の制度化を要望されていますが、現在、教育委員会には都市部、市の教育委員会、例えば玉名市、荒尾市、こういったところには県費で指導主事が配置されていますけど、町村教育委員会への配置は全国教育長会議が毎年、文部科学省に繰り返して要求しているんですが、一向に聞き入れてくれない状況が続いています。南関町では、平成19年4月から、町委託で学校教育専門指導員、私がおの最初でしたけど、それを制度化してもらって、私に次いで松本元四小校長がですね、2人目の指導員ということで、各学校で行う公開の授業研究会の度に、事前の研究から本番の授業参観、そして事後の指導ということで活躍をしてもらっています。

それから、家庭学習の手立てについてという、もう一つの質問がありました。以前はですね、もう勉強せんとは本人が悪かというようなことで、先生たちもなかなか子どもと向き合う時間が取れないために、宿題を出すという先生が中学校なんかほとんどなかったわけですけれども、学力向上研究協議会を19年に立ち上げまして、それからですね、幼・保、小、中、高校が一体化して、この子どもたちの学力向上を中心課題に据えましたので、それから以後はですね、家庭生活の見直し、そしてもう携帯メールに費やす中学生の時間の多さ多さですね、そういう問題を改善するために、あるいはテレビもテスト前はもうテレビも観ないというのを、ノーテレビタイム、ノーゲームデーとかですね、そういうものを期間をつくって、そして家庭学習のまずは時間を確保させる。続いて、家庭学習で何をするかという手引きまで、先生たち、学校教育とはかけ離れる、親の領域までも踏み込んで、家庭学習の手引書をつくってですね、マニュアルによって家庭でも勉強ができる、自分で進んで学習ができるような体制づくりをやってもらっています。その成果が今、5年間の歩みの中で現われてきたのではないかと思います。

今年度も南関町教育委員会と、それから今年はですね、荒尾・玉名地区の教育委員会連絡協議会、両方から南関第三小学校が研究推進校ということで充てられておりまして、11月20日に研究発表会を開催いたします。この取組状況によって、第三小学校がどんな学習姿勢を見せてくれるか、あるいは学力がどうなのかを、ぜひご覧いただければ幸いです。

以上、お答えしまして、あとの質問は自席にてお答えさせていただきます。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） 先ほど、全国学力テストの公表につきましては、議員ご存じかと思えますけれども、全国で武雄市だけがですね、公表しております。これは根拠は保護者へのアンケート結果が70%を超えたということで公表をされておりますけれども、武雄市のみでございます。

それから、国語Bのですね、静岡県が最下位だったということで、県知事が名前を公表するというので、まだ公表されていませんけれども、そういった記者会見があったのは、静岡県の知事でございます。

以上でございます。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（菅原 力君） 唐杉議員の2番目、埋め立てられた産廃の安定化について、個別の質問にお答えさせていただきたいと思いますが、町長答弁にもございましたように、専門的な、まあ技術的なところにつきましては、こちらのほうでお答えできない部分もございますので、県に確認しました内容等になりますことをご理解・ご了解をいただきたいと思えます。

1番目でございますけれども、1日約60トンから80トン埋設される産廃に、浸出水はたったの60トンしか処理しないという設計だが、これで安定化するという根拠を示してもらいたいというご質問でございます。散水量ですが、1日100トン散水し、それから蒸発量を勘案した結果が、平均1日60トン、浸出水が発生すると考えられることから、浸出水の処理能力を1日60トンに設定されております。この散水量と浸出水処理能力に関しましては、これまで何回か、県のほうからも説明があつていると思えますけれども、廃棄物最終処分場整備の計画、設計、管理要領に基づき試算し、決定されたとお聞きしているところでございます。

それから、2番目の安定化する物質があるとするなら、それは水が接触した部分だけである。まったく接触しない部分はどのくらいあるかというご質問でございますが、安定化の原理としましては、まず1番目に微生物活動による有機物の分解、それから2番目に散水による無機物の洗い出し、それから3つ目に廃棄物層内の固定化等が主の要因であります。特に散水量との関係が強いのは2番目の無機物の洗い出しかと理解しております。搬入されました廃棄物は、初期段階に散水することで、2番目の無機物の洗い出しを促進させることができます。これは散水量がコントロールできるクローズド型処分場の特徴でございます。雨が降らなければ洗い出しが行われないオープン型との違いではないかと思っております。このように、搬入後、初期の段階で重点的に散水が行われると。それから、散水量につきましても制御できるというようなことで、水とまったく接触しない部分はないというふうなことで、一応県のほうからはお聞きしているところでございます。

3番目の水に接触していない、いわゆる生のままの産廃は眠っているだけであって、天災地変あるいはシートの劣化のために50年先か100年先か分からないが、いずれ必ず目を覚ます。それにどう対応するつもりか、県から言質を取っているか具体的に示してもらいたいというご質問でございますが、これまで全国で数百箇所の産業廃棄物の管理型最終処分場が廃止の手続きを取られておりますが、議員のご意見のように、処分場の廃止後に地震等の影響により、周辺環境に影響を来したという事例は聞いていないというようなことで県からご報告を受けているところでございます。町としましては、平成23年8月に、県、事業団、町の三者で締結しました基本協定書の第2条に県の責務としまして、処分場の建設及び運営について、乙に対して、乙と申しますのは事業団でございます。乙に対して、指導、助言、その他必要な支援を行うとともに、廃止後も将来にわたり、最終的な責任を負うものとする規定しているため、何か不測の事態が生じた場合には、協定書に基づきまして、県の責任を求めてまいりたいと考えております。

4番目の15年から20年間、供用予定とあるが、終了後、いつまで浸出水を管理するか。漏れたときに、その浸出水が一般家庭地下水に届くまでに何年かかると見ているかというご質問でございます。埋立終了後、安定化期間として、議員もご存じのように、だいたい15年から20年間が想定されているものの、安定化して廃止を行うまで、安定化期間が何十年かかろうとも、廃棄物処理法にて浸出水は適正に処理することが義務付けられております。そのため、埋立期間中、安定化期間中、ともに周辺に水が漏れることがないように、町としましても安全・安心な施設管理を引き続き要望していくとともに、地域の生活環境の保全、安全性の確保について、県に確認を求めてまいりたいと思っております。

また、議員から種々ご質問あたりがあっていた、早期安定化に関しましても、町だけではなく、県においても維持管理期間が短縮につながり、双方にメリットがあるため、新たな知見が確認された際には、早期安定化に向けた維持管理手法とするよう、県のほうに求めてまいりたいと思っております。

なお、処分場が安定化して、廃止した後につきましても、本年3月に締結しました環境保全協定書第10条に基づきまして、県に定期的に水質検査等を実施していただき、町に報告していただくこととしております。

最後になりますが、5番目の浸出水処理施設で発生する産廃廃液はどのくらいの量が見込まれ、どう処理するかというご質問でございます。浸出水の処理施設からは、処分が必要な産廃としましては、脱塩後の塩の濃縮水が1日平均だいたい4トンぐらい発生するというふうに聞いております。これにつきましては、ほかの施設に運搬して、亜鉛等の回収を含め、リサイクルされる計画とお聞きしているところ

でございます。

以上でございます。

○議長（本田眞二君） 10番議員、再質問してください。

○10番議員（唐杉純夫君） 教育長、ちょっと苦口で言いますけど、週案の情報開示請求にはですね、件名を確かにおっしゃるように算数ということでしてありますね。そのためにわざわざ算数ところだけを切り取って提出されたという学校が2校ありました。私としてはですね、算数の分だけではなくて、国語、理科、社会など、全体バランスも知りたかったこともあったわけですけど、それは後でご納得いただいて、1校は全体のものをいただくことができました。しかしながら、1校は全体をただそこで閲覧をさせてもらうだけでということだったということで、お断りいたします。これに関しましてですね、7月17日に私は開示請求をしておるわけでございますけれども、開示期日は8月26日ですね。だから40日間かかっております。これは情報開示条例の第12条1項です。開示決定時の期限には、開示請求書が実施機関の事務所に、これは教育課だと思えますけど、到達した日から起算して15日以内にしなければならんとなっております。それで、また同条の第2項ではですね、前項の規定、今申し上げた規定がですね、関わらず実施機関は事務処理上の困難その他の正当な理由があるときは、当該開示請求書はその事務所に到達した日から起算して45日を期限として同項に規定する期間を延長することができるかと確かに書いてございますが、この場合においては、実施機関は開示請求者に対して速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならんとなっておりますわけでございますけど、課長、この条文を知っておられますか。

○議長（本田眞二君） 教育課長。

○教育課長（大石和幸君） 今の条文を、今言われたような条文を正しくは認識しておりませんでした。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） もし、2校の先生にはいちいちつぎはぎをしてですね、そして貼っていただいているんです。そういった先生は、教務主任とか教頭の方だったと思いますけれども、そういった先生方は非常に学校の中で一番忙しいところに行っておられる。そうした方がですね、雑務その他で多忙を極める中で、算数だけをですね、わざわざつぎはぎをして提出していただいたということに対して、たいへん私は申し訳なかったなと思っておるわけですけども、そうしたことでして、閲覧ということになったのは、つぎはぎということがひょっとして改ざんの可能性がないんだろうかという下手な疑いもですね、いたしまして、そういうふうなことになってしまったこともあるんですけど、これもまた申し訳なかったと思えますけ

れども、もしこういうことをですね、事前に15日以内に出していただくんだつたら、それができないなら、文書でもう少し早めにですね、していただくならば、これは実は、私はそんなことは望んでおりませんと。だから、そんなのはいいから、もう少し早めにして、そして私の調べる時間を長くに取ってほしいと、これが私の本心でございますというようなことを、私はその場で申し上げとるわけです。多分、申し上げたと思いますけれども、それがなかったというのは、やっぱり45日間もほっぽらかしにしとったというのは、これはやっぱり非常に残念です。本当ね、延長後の期間及び延長の理由を書面で通知しなければならん。もしあったならば、4,040円か私は手出ししておりますけど、この手出し金額も有効に使えたと思います。だけど、今となっては、これはもう私は無駄遣いです。何とかこれはしてくれんかいと私は言いたいぐらいですけどね、そういうことを申し上げておきます。これについては、教育課長、今後の問題ですけど。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 課長も申しましたけど、私自身はその今、12条1項という要開示規定をですね、確認できてないために、今、議員のほうで謝られましたけど、むしろ待たせた私のほうで迷惑をかけたという結果になっていると思います。コピー、1校はもうちゃんと早く出てたんですが、結果的には全部揃ってからという思惑があったものですから、片方が快々としていたのを十分熟知できずに遅れたことは申し訳なく思いますし、今後、今の規定についてはしっかりと肝に命じていきますので、ご容赦いただきたいと思います。

以上です。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） 分かりました。じゃあよろしく願いいたします。

それからですね、教育長のさっきの説明の中で、4校全体のやつはそれぞれみんな載っておるんだと。ただ、その算数は算数ということを決めたためにですね、それぞれの学校で統一しなかったんだということがございました。私は思うにですね。2校、その時間表を、授業時間数を計算してある表を見せていただきましたけれども、様式が違うんですね。私はですね、教育委員会管理上もですね、やっぱりこの様式だけはですね、統一させていただきたいと。そうすることがですね、やっぱり学校長の管理上も便利であるし、それが私は本当じゃなかろうかと思います。それで、もし、ここで教育委員会ですね、ちょっと努力していただきたいというところがあるわけでございますので、今後ですね、そういうようなことで様式を一定にするようなですね、指導といいますか、これは教育委員会またはでございますので、指導というよりも、こういう様式にしてくれと、統一してくれと言っていただけ

ば済むことをごさいますので、そのようにお願いいたしますけど、答弁をお願いします。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 集計表が違っていたというのは、学校の教務主任の作成によるもので、例えば実施予定時数に対してマイナスが出るような集計表まで作っている学校と、そうでない学校があったという指摘だと思いますので、それについては当然、町内統一しなければいけません。今後対応します。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） はい。分かりました。よろしくお願いいたします。

次に移ります。児童生徒の学力評価についてでございますけれども、週案がきちっと記録されておりながら、学校間の学力格差がなぜ起きるのかということでございます。これにつきましては、それぞれの先生方ですね、その進捗の度合を測ることを自分なりに持っていらっしゃるというようなご答弁だったと思いますけれども、そういうこととは別にですね、これだったら、教育長の言われることだったら、自分ところの比較はできるんです。自分ところの習熟度がどのくらい進んでるかとか、ただし全体の中でですね、我が学級はどうなっているかというような、そういった問題はちょっと別になってしまいはせんだろうかというように思われるんですけど、教育長、そのへんはどんなですか。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 議員はですね、週案がきちんとできとれば、学力は向上するという視点からの指摘でありますけれどもですね、週案の子どもの学力に与える見方というのは、私は半分いかないと思います。それよりも指導力ですね、いかに先生が予定している計画を子どもたちが自分の課題と受け止めて、そして前向きに取り組んで、そしてそれがテストの結果に現われるというような段階までの手立てをどれだけ組むか、組みきるか、そして子どものほうがそれを、人間関係もあります、教師と子ども、それから子ども同士の人間関係もあるんですよ。今日はいっちょん面白いかけん、あの人から何か言われたけんていうて、授業中、うろ聞きしたりですね、そういうことをしていると、子どもの学習意欲減退にもつながります。そういうことで、今度、三小が発表する中に一つ取り上げているのが、級友テストというテストを取り組みます。級友というのは、境田議員が以前ちょっと質問された中身ですが、漢字の級友と掛けてあるわけですけど、クエスチョンユニットですけどもですね、人間関係調査です。これをうまくそのデータがいい傾向に固まっているクラスであれば、非常に学習効果が上がる。ところが、子どもたちがばらばらな気持ちの中で生活をして、そして敵対感情とかいろんなものが、いじめとかがあつて

いると、学習意欲を減退させるということですね。結果的に学力に現われてしまう。そういうことがあって、教師は人なりというのが明言がありますけれども、やっぱり先生の人柄、どの子も大事な存在というふうにして受け止めて、しっかりと、あの子はどうも学力がまだ伸びないけれども、あの子が魅力になれるような自分の指導力をはっきせにやいかんと、そこまで高まらないような授業をやっていては、実際にデータは現われています。さっき言いました1年間の最終的な個人学習、ゆうチャレンジじゃなくて、もう一つの標準学力検査の結果ですね。小学校の場合は、この先生の受け持ったお陰、素晴らしく伸びたとか、あの先生だったけん、前の学年まで伸びよったのが今年あまり伸びとらんとか、はっきりするんですよ。ですから、静岡県知事のようなことが出てくるわけで、学力というのは週案は半分、占める割合からすると半分以下かなというふうに私は捉えております。

お答えになったかどうか分かりませんが、以上です。

○議長（本田眞二君） 次は質問の番であります。昼食休憩のため1時まで休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問の途中でしたので、これを続行します。10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） これはご飯食べて少し眠くなるかもしれませんが、私はそういうわけにはまいりません。一生懸命やってみます。

先ほど、午前中ですが、教育長は週案の学力に与える影響というのは、見積もっても半分以下ぐらいのところであるんじゃないかろうかというご指摘がありました。私も中学校の週案だったら、そういうことはなかと思いましたが、小学校についてはですね、まったくそのとおりだと私も思いました。その点でですね、逆に、じゃあどうやってレベルを上げるかということについてはですね、教育委員会の役割というのはレベリングの問題で非常に大きな役割があるんじゃないかと思われますけど、この点はですね、後で触れさせていただきます。

続きましてですね、全国学力テスト及びゆうチャレンジテストの採点分布についてということに入っておりますけど、平成25年度の全国学力学習状況調査の結果の取り扱い及び調査結果の活用について通知ですかね、これを示していただきました。教育長、ありがとうございます。結論的にはですね、これは私は非常にたいへん要約するんですが、公表する内容を除くものにつきましては、一般に公開さ

れると序列化とか過度な競争が生じる恐れがあると。さらに、学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど、正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど、適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあると考え、不開示とするとあります。これは文部科学省からの通達となっておるわけですが、この問題はもう既にご承知のような全国的な展開となっておりまして、既にいくつかの県では各学校単位に開示されるようなことになっております。

午前中に大石課長も申されましたが、九州では佐賀県の武雄市がですね、学力テストの小中学校計16校の成績をホームページに掲載したというように、8月28日付けの熊日新聞が紹介しておりました。樋渡啓祐武雄市長は、保護者の関心が高まっておると。税金でやっている以上、公開が原則だと言い切っておられるようです。同市長は、また間違った評判じゃなく、正確な情報を伝えるべきだとも言うております。

町長、ちょっとお答えいただきたいんですが、樋渡市長は、執行部の立場でそういうふうにご承知しておられますけど、町長はですね、執行長として、このへんについてどのようにお考えかというのをちょっとご承知いただけますか。

○議長（本田眞二君） 町長。

○町長（上田数吉君） 私はですね、公表することによって、正確な公表ができるかと、そのへんが心配するところがございますので、これ以上のことは私から返事することはできません。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） 学力テストの開示の問題はですね、結局はああ言えばこう、こう言えばああという世界でありまして、秋田県とか福井県とかなど、上位にランクされるところはですね、常に上位は上位、下位のところはずっとそのままだということがございます。我々の子どものころはどうだったかを思うと、何も抵抗はなかったし、当然だと思われてもいました。子どもの職業選択の自由の建前から言いましても、スポーツと同様に競争は必要ですし、保護者や地域住民もそれを望んでいると思われまして。先ほど武雄ではアンケートを取って、70%以上の方が開示を望んでおるということで、そのためにこういうふうになったというようなことを、大石課長は言われましたですけども、もう一つ、町長にお願いします。アンケートですね、そういう意味で取るような、そういうようなお考えはありませんか。

○議長（本田眞二君） 町長。

○町長（上田数吉君） 町としての考え方ということでございますけれども、先ほど申し上げましたようにですね、言うならば先生が開示することによって、そのこと

を十分な公表ができるかという問題が出てきはしないかと、このへんがですね、アンケートを取って、保護者の方が過半数といいますか、それ以上の賛成があればですね、私は教育委員会にそういうことも伝えたいと思います。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） 今のお答えですが、アンケートを取っても、そういうことであれば、取ってもいいというようなお答えですか。それとも、やっぱりそういうことが恐れとして、あまりないので、取るつもりはないというようにお考えでしょうか、どちらでしょうか。

○議長（本田眞二君） 町長。

○町長（上田数吉君） ないということではなくしてですね、優柔不断で申し訳ございませんけれどもですね、先生が、そしてまた保護者の方々からですね、いろいろな問題が出てきはしないかと懸念をするわけでございます。できればですね、アンケートを取ることもですね、保護者の方に問うことは必要かと思えます。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） はい。分かりました。もうあまりこれを追っかけるのはやめます。どうもありがとうございました。

それですね、その結果を不開示の中ですね、今度は文部科学省はですね、保護者、地域などの、理解と協力、連携を取るよというよいう指示があつておるようでございますけれども、教育委員会としてですね、このへんをどのようにやっておられるか、あるいはやってくるつもりがあるか、やってきたか、それについてちょっと簡単にご説明を願います。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） この全国学力学習診断テストはですね、さっきの答弁にありましたように、小学6年生と中学3年生限定されたテストであります。活用というか、テストの出題傾向だとか、子どもの学力を測るというテストとしては、非常に思考力、判断力、それから短い限られた時間の中で考えをまとめて作文する力、こういうものまで問う問題でありますので、非常に兼ねてからそういった傾向に、6年や中3になってからじゃなくて、そんな授業を兼ねてから実施していないと、○×式だとか、あるいはただの事項を知ってるか知ってないかという知識理解の部分に偏ったテストではですね、そういう力までは見抜けないという分があります。それで、そういう日ごろの例えば中学でいうと中間・期末テスト、1年から3年までですね、通して、そういうものにもこの全国学力学習診断テストのやり方をきちんと日ごろから研修を積んで、そしてそれを活用するよという指導をやっているところなんです。

それから、小学校の場合は、まあ小学校も中学校もですが、この全国学力学習診断テストの調査のほうじゃなくて、テストのほうはですね、文科省が取り入れる段階で熊本のその前からやられていたゆうチャレンジテストが非常にそういった、いわゆる思考・判断力を身につけさせるのに有効なテストであるということで、文科省は熊本の実践を大いに取り入れたんですよ。ですから、このゆうチャレンジテストというのは、非常に全国学力テストに影響を及したものであると。それで、熊本の実践は評価されています。併せて、それを先生方のいわゆる授業研究会といいますか、公開授業をする際にも、そんな視点から熊本型授業の実践の交流会というのが行われておまして、今年は荒尾の会場でその熊本県の大会も開かれることになっております。

以上です。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） ありがとうございます。

教育長、先ほどですね、ゆうチャレンジと標準学力テストについてはですね、開示請求があれば開示もやぶさかではないというふうに言われましたけど、私が今、開示請求を出しておるあれと同じような方法で、それはやっていただけるという理解でよろしいですか。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 既に学校経営案に掲載しておりますから、これは開示でなくて、閲覧できますので、その手続きを踏まれる必要もないかと思いますが、ぜひ開示して研究したいということであれば、それももちろんやぶさかではありません。

以上です。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） ありがとうございます。

小学校の週案を見る限りではですね、今さっきから申し上げておりますけど、特に大きな問題はなくて、学力向上に足を引っ張るとは思えません。それで、しかし、いい先生を連れて来るということは、ここに来ては特に大切であると思われるわけです。しかし、いい先生はどこの学校も欲しがるわけでございます。下位に甘んじる学校は、なかなかいい先生が来たがらないということも事実だと思われま。したがって、低いところはいつまでも同じ傾向をたどることになるわけですけど、いい先生を6年に1回探すことよりも、即効的な方法で県が考えている方法が紹介されておりました。例えば、朝日新聞では上位県、例えば福井県、秋田県、そこらあたりは教員を派遣して、勉強させて帰ってきてもらう。あるいは、佐賀県は今年度は秋田の小学校と、福井県の中学校に教員を派遣して、熊本県も今年度から福井

県の小中学校に教員2名を送るといようなことになっておるようでございます。

先ほど、本町は学力ということで、もう既にやっておるということでございましたけれども、そういった先生も当然必要かと思われまますけれども、さらにそういった問題で先進の、先進のという用語があるかもしれませんが、学力の秀でたところでですね、派遣してやるというような施策というのは考えられないものでしょうか。財源も関係しますので、教育長にお尋ねしながら、また町長にもですね、財源関係で関係が出てまいりますので、お二方のご答弁をお願いします。

○議長（本田眞二君） 教育長。

○教育長（大里耕守君） 熊本県ではですね、今、福井へというお話がありましたけれども、それとは別の制度で、一昨年度からスタートしている先生の先生制度ですが、マイスター制度というのがあります。これは先生のお手本になる先生ということで、管内じゃなくて、熊本県で4、5名の先生がそのマイスターになるということ、1年契約ですけどですね。その先生は指定を受けたら、いわゆる授業力向上、自分の実践だけじゃなくて、管内、あるいは他の管内からお呼びがかかったら、その管内に行って、そして授業をやって見せて、そしてどういう意図でこういう授業展開にしたのかというですね、事後の研究会までを披露するという、そういう制度がスタートしていますが、実はそのマイスターに南関出身の先生が選ばれました。ということで、南関にも優秀な先生がおりますので、そんな先生はぜひ将来、南関町の教職員として引っ張ってきたいという思いであります。

以上です。

○議長（本田眞二君） 町長。

○町長（上田数吉君） 派遣といいますか、そのことによってですね、財源的には必要かと思えますけれども、そういう意欲のある先生がおられればですね、何としても応援をしなければならぬと私は思います。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） ありがとうございます。

これで、一応小学校の学力向上関係の一般質問を終わりたいと思います。

次にまいります。埋め立てられた産廃の安定化についてということでございます。これにつきましては、去る24年11月、全協の席上で、県は資料説明で安定化に向けた散水という項目がございました。安定化とは、処分場に埋められた廃棄物が雨水などによる洗い出し、微生物等のプロジェクトを経て、生物的・物理的・科学的に安定な状態になることをいうと説明しております。この中で次のようにもあります。長谷川らの最近の研究によると、廃棄物堆積1に対し、約3倍の散水量が必要となっていると。このような研究結果を参考に、安定化に必要な水量を効率よく

散水していきます。その結果、無用な浸出水の処理も不要となりますということでございました。

私はですね、兼ねてから、お米のとぎ水を例にとりて、通常、1日3合のお米を炊くとして、少なくとも約3倍の水で3回から4回、ごしごし研ぎ、洗い出しております。単純に計算しても、3倍どころか、約10倍以上の水で洗っておることになります。ですから、洗い出す水があまりにも少なすぎると指摘してまいりました。

ですから、どうして長谷川氏以下でこんな結論になるのかということをご不思議に思っておりましたところが、ちょうどインターネットで探しておりましたところが、ちょうどその紹介がございました。2010年の第21回廃棄物資源循環研究発表会において、長谷川雄一、樋口壯太郎氏による、被覆型最終処分場の散水量に関する研究という題で載っております。

これは2つあるようです。一つ発表した後で、もう一つ発表がっておりますけど、これを見てですね、私はびっくりしたわけです。これはですね、廃棄物焼却灰が90%、それからコンポスト及び砕石が5%の混合理立の産廃の条件としてですね、廃棄物と見立てて実験をしております。

この廃棄物の浸出水はCODとBOD、これは科学的酸素必要量とですね、それからBODは生物科学的酸素必要量ということですが、これが10ppmになるということですね、液体と固体との比が液固比といいます、これは3対1で10ppm以下になるんだという結論を出しているだけです。

住民課長、このデータを読まれましたか。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（菅原 力君） ちょっと今言われました資料かどうか、ちょっと分かりませんが、私もインターネットのほうである程度、安定化についてはどういったことが必要か、あるいは今言われました液固比とか、そのへんがどうなっているかというようなところの資料を見ましたけれども、今ちょっと唐杉議員が言われた資料かどうかは分かりません。ここ手元にちょっと持っておりますのは、今言われた樋口壯太郎さんのその最終処分場のあり方とかについては、ちょっと読ませていただきました。それ以外については、ちょっと目を通した記憶はございません。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） 埋め立てられる産廃は、毎日、粉塵を発生するという、発生を防止するという名目でですね、土砂で被覆されます。できるだけ水が通り難いように、セル状に踏み固められるわけですけど、それを先ほど菅原課長は、ほぼ全体にまんべんなくその水が行き渡るといような説明でございましたけど、私は

そういうわけにはまいらんのじゃないかと。ですから、それはそれでちゃんとしたデータをですね、付していただいて、ご説明がほしいなと思っておりますので、もうこの場ではちょっともう時間がありませんので、折があったら、ちょっと話をしてみたいなというふうに思っておりますし、県にもですね、同じようなことを聞いてみたいと思っております。私は、とてもじゃないけど、そんなわけにはまいらんというふうに思っております。そういう条件にですね、やっておるわけですけど、そして液固比3を出したわけですけど、水による洗い出し効果をですね、理論的に検討しているデータというのは、これは一步譲って、それはいえるかもしれませんが、ですけれども、安定化を必要とする物質はですね、COD、BODの測定だけじゃないんですね。金属片とか、今流行りのダイオキシンとか、そんなふうなものもありますし、ですからそういう水に溶けない物質もたくさん埋め立てることになるわけです。また、微生物ですとか、酸、アルカリとか、油分の作用によってですね、生物的、物理的、科学的な挙動がどうなるかの検討はなされていないので、そんなことは許されないと、こういった論文をですね、書いて、そして県が長谷川らの著述によると。データはですね、多分、数えるほどしかないと思います。これはやっぱりデータとして権威をもたせるためにですね、いろんなところから、誰がこう言うた、これはこう言った、そして条件はどういう条件だというのがなければですね、これはもうまさしく説明不足もいいところです。ですから、これについても先ほど申し上げましたとおりに、ちょっと大いに異議があるということでございます。

それでですね、私が今思っているのがですね、そもそもですね、廃棄物処理法というのはどういう法律かといいますとですね、埋め立てられた廃棄物をですね、水で洗って、洗った水を処理しながらですね、廃棄物処理設備で処理しながら、そして処理液が無害となって川に放流される、その過程までの管理方法についての基準を定めてあるものだと私は理解してるわけです。ですから、クローズドの無放流という装置ではですね、今の廃棄物処理法ではどうしろというふうには書いてございません。これはまだ間に合わないんですよ、法のほうが、技術にですね。ですから、そのへんはですね、逆に取りましてですね、川に流さないのであればですね、浸出水処理工程で、浸出水処理の液が例えば値がいくらであろうと関係ないと。例えば、BODが10がですね、20になろうが、それから鉛が10ppmになろうがですね、そんなことは関係ないんですよ、川に放流しないなら。そういうことになっておるわけです。法ではですよ。ですから、そのへんをもう少し整備しなければいかんのだろうということと同時にですね、私はですね、今こういうふうに思っております。県がですね、100トンの洗い出し水で、そしてそのうち40トンぐらいが蒸発するのでね、あるいは灰に内浸される分があります。ですから、蒸発40トン

だけじゃなくて、そういった内浸される分も入りますからね、もっと違った数字になるかもしれませんが、とにかく60トンは処理するんだと。けどね、60トンだろうがね、30トンだろうが、20トンだろうがね、構わんですよ。私はね、よくこういった廃棄物処理法は、いわゆるオープン型、オープン型というか管理型のですね、被覆されてないクロズド無放流型だったら、無放流じゃないからですね、今の法律があるわけですけど、それはもうなくなってしまった、今度の我々のクロズド無放流というのは。そうした段階でですね、もはやそういった法に従う必要もなくなってるわけです。ですから、新たにですね、そういうやり方はちょっとおかしいよと。だから、もういっそのことね、もう管理型もいわゆる遮断型、つまり遮断をしてしまってね、水を一つも流さんようにする、そういったもののほうがね、よっぽどいいんじゃないかと考えております。なぜといたしますとですね、いわゆる焼却灰の灰というのは、水分がありませんね。スラッジと違いますから水分がありません。水分の中にですね、水を散水しますと、その分が水をまた飽和することになりますからね、含水分が増えるんですよ。増えるとはですね、焼却灰というのはこれは、その長谷川氏が言ってるから、焼却灰は90%のところ組成でしたと書いてありますからね。焼却灰というのは、PHがいくつありますか。かなり酸性されとるです、これは。なぜかといいますと、金属分がですね、無機の形で入っていますから、酸性サイドがかなり大きい。ですから、そういった酸性サイドをですね、泳がせて、そして酸性を強く流してまでも、わざわざ管理型に埋め立てる、そんなアホな方法があるだろうか。アホという言い方は、私はまたいつも嫌われるわけですけど、それはおかしいんです、矛盾してるんです。ですから、そうじゃなくて、やはりちゃんとそういったものが大丈夫というか、そういったものじゃないよというようなことがはっきりと証明されなければですね、やっぱりこの水を散水させるという方法はですね、やめなければならんと、逆に私は今思っておるわけですけど、それについて、課長がどういうふうに思われるか聞きたいんですが、どうですか。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（菅原 力君） 今、私の意見という前に、いろいろとご質問がありました。液固比あたりの1対3の根拠あたりもということで、これも話せば長くなっていくと思いますけど、一応基本的な考え方は、埋め立て15年ぐらい、それから安定化期間が15年ぐらい、それだけして早くて30年から40年ぐらいで廃止するという、その中で1対3というのは、今、唐杉議員が言われたように、1トンのごみにだいたい3倍の3トンぐらいの散水をして安定化させていくということで、この処分場を設計とかされる際に、基本となっておりますのが、先ほどの答弁の中でも申

し上げました、その設計、処分場整備の計画設計管理要綱あたりをもとに、その1対3、それはもう長谷川先生あたりが言われている内容がもとになっていると思いますけれども、ただその処分場を設計する段階で、処分場を4層ぐらいに切り分けて、下から順番に埋めていくわけですから、最後に埋め立てた4層の一番上の層が、今言われた液固比であれば、1対3の割合になるような散水計画をやっていくと。そういった理論上でいくと、1層目の一番底のやつは、1対4.8ぐらいの数字になっていくというような理論的な数字があるというようなどころでお聞きしとるし、そういった資料をいただいているところでございます。これにつきましては、先ほど言われましたように、また資料あたりをお見せして、ちょっとご説明、これは県のほうからしていただいたほうがはっきり分かると思います。そういったところもあるところでございます。

それから、処分場につきましては、昔はその生ごみあたりも埋め立てたりして、微生物あたりで活性化して、自然の土に近い状態に戻っていく分が多かったということでございますけれども、最近は言われましたように、中間処理あたりも出てくる、そういったことで残渣あたりが増えてくる、あるいは無機物といいますか、洗い流しをしないとできないようなものが7割近くあるんじゃないかというようなどころも文献あたりでは出ているようでございます。そういったこともございますので、最後に言われたその散水が必要かどうかというのは、ちょっと私の個人的な意見としては何とも言いようがございませんけれども、ただ水に触れない部分があるというようなどころにつきましては、以前、議員ともお話したと思いますけど、確かにオープン型の処分場であれば、雨の降る時期、降らない時期、多い時期、少ない時期で、集中的に散水はできるけれども、まったく降らない時期が1カ月、2カ月続くこともあるんじゃないかと。そういった場合には、以前の答弁でも申し上げたかと思いますが、水道や注水等できて、同じところを水が通っていく形になって、水に触れない廃棄物あたりが出てくる可能性もあるかとも私も思います。ただ、クローズド型につきましては、埋め立てをした最初に段階から、集中的な散水、あるいはそのどうしても無機物あたりを早めに無害化、そういった形ですしていくために、集中的な散水あたりもできると。今度の施設あたりもそういった形が取れていくというようなことでございますので、私の中ではそのまったく触れない部分がゼロということは確信をもって言える状況ではございませんけれども、限りなく全体的なその散水あたりができて、安定化に近づいていくんじゃないかと思えます。

それと、もう一つ言われました、そのクローズド型であれば、その法律の中で決まるとその放流水の水質とか何とかに関係ないから、どうでもというといかんで

すけれども、基準を守らなくてもいいんじゃないかとかいうお話でございましたけれども、処分場自体が廃掃法あたりで決まっている基準をクリアしなければ、とにかく廃止ができません。その中にはクローズド型ではありますけれども、やはり放流型といいますか、放流先への放流水の水質あたりも基準として上がっております。これから、今言われましたように、クローズド型は最近で始めた施設でございますので、これから先、そのへんが廃止の基準の中でこういった形で捉えられていくかというのは、これから先、また議論が出てくるところだと思いますけれども、クローズド型だから流さないから、その基準はどうでもいいというようなところはなく、基準は基準として、しっかり施設のほうは管理されていくものと理解しております。以上でございます。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） 問題は、今、菅原課長言ったように、廃止の考え方をね、どういう段階で廃止とみなすかということなんですよ。廃止というのは、あくまでも浸出処理水の水質ですね、含量が規定値以下になつるとというようなことが廃止の基準ですから、その基準により近づけるためにですね、どういうやり方があるかというのをまず考えにゃいかん。それは私が申し上げたようにね、やっぱりそういうのは、今、私がさっきから説明しましたように、いろいろ方法があつて、その方法の中の一つとして、やはり廃棄物の問題を考える一つの手立てとしてですね、やはりそれも考えていかなくちゃいかんのだというようなことを今申し上げるわけですね。菅原さんもなかなか勉強しておられてですね、敬意を表しますが、そのへんについてはですね、やっぱり遮断型の発想をですね、これは管理型ですけど、いわゆるクローズド無放流という考え方はですね、どうしても遮断型の概念と同じになるわけです。ですから、それを北の環境モデル地区というようになるためには、脚光を浴びるためにはですね、こういった施策はぜひ私は必要と思います。ですから、発想をですね、転換してやっていただきたいと思っているわけですね。だから、それはここで議論すると切りがありませんので、私が投げかけたところで終わりにしてください、あなたも言いたかろうばってんが。

じゃあ次に、結局、川に放流をしなければですね、浸出液処理工程では処理水の有害物濃度がどうあろうが関係なくなるのではないかということです。先ほどの安定化を早めるためにどうするかということですが、高々ですね、60トンぐらいの水をね、それをしこしこやったところで、全体の膨潤された100トンばかりあるやつでね、60トンぐらいばちよろちよろてやりよったっちゃですね、洗い出し効果は出ない。しかも、それはあなたのおっしゃるようになりますね、全体がね、きれいにまんべんなく、その水が行き渡るというようなこともですね、データがあ

るなら、そのデータで教えてください。そういうこともちょっと言いたいです。

ですからね、100トンで散水しようがですね、これは今、米のとき汁の理論でいきますとね、300トンぐらいいるんですよ、処理水がですね。300トンぐらいいるんですけど、そうだろうが、50トンの水で処理しようがですね、もう同じことですよ、これは。だから、もうそういうのは考えないでやっていくと。私は、県ですね、こういう言い方というか、この考え方というのはですね、単にだまし絵にすぎんと、ほんなものじゃなかと、私は思っております。県もですね、私がこう言うたて言うてください。もうそれで結構でございますので。

それからですね、安定化する物質があるというようなのがあるとするならですね、それは水が接触した部分だけですね。まったく接触しない部分はないということでした。これは先ほど申し上げましたように、よく調べて、ご自分でですよ、それで県に自分はこう思うんだけどというようなことで、これは県の言うこつが正しかなら正しかでいいです。そういうところをやっていただきたいと思えます。

それかですね、次の水に接触してないで、いわゆる生のままの産廃、これは課長、あると思われませんか。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（菅原 力君） 生のままという意味合いもありますけれども、例えばアスベストとか何とかについては、今度コンポスト化といいますか、ぴしゃっと密閉して埋め立てるというようなことになっておりますので、そういったところに触れない部分はあるにしても、ほかの物質については、先ほどから申しておりますように、一応全体的にまんべんなく水が行き届くんじゃないかと思っておりますので、ほかの物質といいますか、埋め立てられた物質については、一応水に触れていくのではないかと、個人的には思っております。

○議長（本田眞二君） 10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） 課長、錯覚があるとでけんと思うとはね、今、議論しているのは、長谷川先生ですかね、先生と言いたくないんだけど、やっぱりその方ですね、発表しているのは、洗い出し効果による液固比なんですよ。洗い出しだけじゃなくて、ほかの要因でね、増えるんじゃないのというふうなことを言っている場合にですね、私はそう思っているわけです。その前はね、生のままですよ。水に溶けないのは全部生ですたい。生の有害物ですよ。そういったものについてですね、あるかというふうなことを質問を率直に申し上げただけですけど。

○議長（本田眞二君） 住民課長。

○住民課長（菅原 力君） 確かに、金属製の物質というか、物によってはそのままの形で半永久的に残ると思えます。有機物については、先ほど言いましたように、微

生物等が分解して、土に近い形に変えると思いますけれども、ただその生のままという表現自体が、私の中ではちょっとどうかと思うところがございます。地球の中の地下資源といいますか、地中においても鉱物資源あたりは取り出すまでは、そういった成分を含んだやつもそのままの形で眠っという言い方が正しいかどうか分かりませんが、雨水というか、地下水にさらされたり何たりして、残っていると。頭の中では、私が考える中では、だから処分場の中でも金属成分を含んだやつも、洗い出しを繰り返していく中で、そういった基準値内の数字で安定といいますか、おさまった形で、普通の地球の中のその地中の状況と同じ状況におさまっていくのが安定化ということで、その廃止につながっていくんじゃないかと思っております。その生というのは、ちょっと私ども、ちょっとはっきり分かりませんが、そういった状態では中で残っていくんじゃないかと、そういう状況でおさまっていくんじゃないかというふうに個人的には思っております。

○議長（本田眞二君） ちょっと時間を止めてください。

-----○-----

休憩 午後1時40分

再開 午後1時40分

-----○-----

○議長（本田眞二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

はい。それでは、質問を続けます。10番議員。

○10番議員（唐杉純夫君） 私は、眠ったやつと生というのは、まったく同様と考えておるので、それについてはそういうふうに理解をしてください。

それで、結局ね、当事者、持ってきたのは誰かということですよ。自然のままですらやられてですね、そしてそれで具合が悪くなったと、これは南関の町民の、南関の地先ですね、責任じゃないんです。だから、それをね、ちゃんとやっぱり考えてやっとかんと、米田の人たちが可哀想かですよ。だから、それはね、やっぱりちょっと考えてください。それはもうそれで、これでいい。

ただ、遮水シートの劣化、破損とかですね、そういうものも未来永劫、まったくないとは言えないわけでしょう。そうした場合にですね、産廃の行政も発足してまだ日が浅い。だから、どのくらいもつかというのはですね、ただテーブルテストでやっただけでね、それでそれはもうほとんど信用ならん。だから、実際はそのへんは甘くみていようと、多めにみてよというのは、それは分かります。分かりますけどね、だからといって、私はいわゆる保全対策上ですね、このへんはちゃんとやってよねっていうのはですね、やっぱり地域住民の立場にたってね、やっぱりように考えてやらにやいかんことだと思います。

それで、いわゆる保全協定ですかね、それから監視委員会とか、そういうものの中でのですね、中身をですね、ブラシアップしてあって、そしてもっとより良い廃棄物行政がですね、できるようにするというのが南関町行政のですね、役割だと私は思うんですよ。

それで、先ほども申し上げましたけれども、やはり課長も大分勉強しておられます。それは私は敬意を表しますけれども、もっともつとですね、本当に廃棄物の永久化、不活性化ということについてはですね、よくとは何ぞやというところから入っていただいてですね、そして南の水俣、北の南関というようなところで、島崎議員もちょっと質問の中ででておりますけど、そういったものをですね、もっとやっぱり技術的にですね、あるいはいわゆる条文的に、それを磨き上げて、そして町民のためになるようなね、そういった施策をこそ作っていただかなくちゃ、せつかく町民は、もうお役所が言うことやけん間違いなからうということですね、泣く泣く了解しておられる方も多分いらっしゃると思いますから、そのへんはですね、やっぱり守ってあげるのが町の役割ですね。私はそう思います。ですから、今、私が縷々申し上げた、これは単に心配事かもしれません。あんたの言うのは杞憂にすぎんよと、これは私はそれで甘んじて受けます。ですけど、これからはですね、やはり県を敵視するということは、私はもうやらないと思う。ですけど、県のやっていることで、同じく安全としてですね、これは安全問題というのはぜひとも必要だということについてはですね、やはり町もですね、体を張ってやって、そして頑張っ

てやるべきだと思います。

ちょっと最後に近くなりますけど、ちょっと付近の例をね、ちょっと申し上げます。これは西日本新聞は、福岡県の筑豊町あるいは飯塚というところを例にとつてですね、非常に環境問題で今うるさくなっておりますのでね、そのへんをちょっとご紹介しておきます。菅原課長はもうご存じだと思いますけどね。今、最高裁でですね、処分場で地下に浸透した地下水がですね、鉛とヒ素をうんと持つとって、それを発生させたところにですね、それを呼んで、お前さん、こういうのを捨ててるから、ちゃんとやれよというようなことをですね、命令をしているんです、県はですね。ところが、もう倒産してしまつてね、いないんです。ただいるのは、そういったのをしているという事実はあるものですから、それを何とか、お前やっているんだから、お前ちゃんとやってくれよというようなことを何遍も何遍も言うんですけど、それでも埒があかん。最高裁は、それはやってるのが悪いんだから、あんたらがちゃんと責任もたんとでけんばいというようなことまで行くかと思ひます。行くかと思ひますけど、結論はですね、そういった問題が起きた場合に、行政が責任をとらにゃいかん。そうしたことをね、やっぱりようと肝に命じていただきたいです。

それは公共関与だから、熊本県が面倒みることじゃけんがよかくさいじゃ済まんですね。起きてしまったら、もう駄目なんですよ。起きる前に注意して、一生懸命になって、そのないように頑張らにゃいかん、そこが大事ですね。だから、繰り返になりますけれども、これから住民課長は大変な役割が舞い込んでくると思います。スポーツマンですから、それを苦ししないで、堂々と頑張ってくださいことを期待します。

これでやめます。どうもありがとうございました。

○議長（本田眞二君） 以上で、10番議員の一般質問は終了しました。

以上で、本日予定していました一般質問は終了しました。

また、明日の18日、明後日の19日は休会とし、20日は午前10時に本会議場にご参集ください。

本日は、これにて散会します。

起立。礼。お疲れさまでした。

-----○-----

散会 午後1時48分